

【視点】

過度の金持ち優遇批判からの脱皮を

1999年の年初を迎えた。

わが国の経済は、まだ低迷の域を脱しない。

しかし、昨年9月以降、生産出荷に少しばかり好転の動きがあり、ようやく昨春の17兆円といわれる緊急対策の効果が、出てきたのではないとも言われ、堺屋経企庁長官の所謂“景気胎動”説も出たのであった。

金融機能再生法、金融機能早期健全化法も成立し、昨年11月末の緊急経済対策により、6兆円の減税と8兆円の追加公共事業が決まり、また土地の流動化、有効利用の促進のための諸施策が、実施に移されることとなり、前途は、やや明るくなったといえる。

土地政策審議会の企画部会がまとめて、すでに公表した「住宅ローン減税のあり方」については、同部会の主張した住宅ローン利子控除制度は採用されなかったが、現行の住宅取得促進税制について、控除期間や控除対象ローン額、減税総額等が大幅に拡充されることとなった。

その結果、当面の住宅建設の促進と需要の拡大には、相当貢献することが評価される。

しかし、中長期的にみると、この住宅ローン利子控除制度は、再び論議される可能性があるように思われる。

今後のわが国の経済が、今までのようには、右肩上がりに成長することがないとすれば、住宅ローンを組んだ人々のなかに、将来の返済能力に不安を抱く人々が、増えるであろうということ、最低居住水準未満世帯の解消が、着実に進みつつある今日、ゆとりある住生活を支える優良な住宅ストックの形成が大切であること、そのためには、相当高額な住宅への買替えやセカンドハウス取得についても施策の充実が望まれることなどを考慮しなければならない。

本来、住宅ローン利子控除制度は、中堅所得層以上、とくに高額所得者になる程、その住宅建設・取得のインセンティブが強く働くものである。したがって、金持ち優遇のそしりを受け易い。

しかし、わが国の高額所得者、たとえば年収3000万円以上の人々の中に、マンション、戸建て住宅の何れであれ、他の先進諸国に比べて誇りうる程度の立派な住宅をもっている人は、何人いるであろうか。著名な学者や業界の幹部の方々でも、国際的な会合をわが国で開催した場合、国外からの参加者を自宅に招待することができる人は、まれである

という。韓国政界の知人は、日本に度々来ているが、自宅に呼んでくれた方は皆無であると嘆いていた。

金持ち優遇という大衆の反発感情には、考慮しなければならないが、過度の配慮は、国民の自助努力による生活向上の活力を傷つけるおそれがあるのではなかろうか。

(財) 土地総合研究所
理事長 河野正三